

高知県森林環境保全基金への寄附金の受入に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県森林環境保全基金条例（平成15年3月28日条例第2号）に定める森林環境保全基金の目的のために寄附される寄附金の受入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入)

第2条 寄附金の受入手続きは、債権の管理に関する事務処理要領（昭和42年11月30日42考第86号企画管理部長名）第8条、第9条に基づき、行うものとする。

(受領書の交付)

第3条 寄附を行った者に対し、法人等団体にあつては別紙第1号様式、個人にあつては別紙第2号様式による受領書を交付することができる。

(その他)

第4条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付則

この要綱は、平成20年1月25日から施行する。

受 領 書

様

所在地	
法人（団体）名	
代表者氏名	
寄附金額	
受領年月日	

上記のとおり寄附金を受領しました。

令和 年 月 日

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

受 領 書

様

所在地	
氏名	
寄附金額	
受領年月日	

上記のとおり寄附金を受領しました。

令和 年 月 日

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事